

書 評

『裁判例にみる自転車事故の損害賠償』

北河 隆之・長島 光一 著

本書は、自転車事故の損害賠償に関する裁判例(民事裁判例)を中心に、自転車事故法を総合的に編集、解説した労作である。裁判例は自転車加害者側となる自転車事故を対象とし、その内訳は自転車と歩行者の事故、自転車同士の事故、その他の自転車の事故に類型化されている。な

お、自転車が被害者になる事故については従来の文献が扱っている。本書を目次に沿って概観すると、まず、第1編「概説編」で事故法の基礎知識を重点的に解説している。第1章は、道路交通法における自転車の規制について、第2章の要点を解説する。第2章は、刑事上の責任、民事

上の責任、行政上の責任(免許取り消し、免許停止)について解説する。第3章は、民事で問われる損害賠償責任について解説する。第4章は、本書の核心部分ともいえるところであり、損害額の算定の基本について解説し、本書第2編「裁判例編」の損害論の基礎知識を提供する。第5章は自転車事故に備える保険、第6章は紛争解決の手段についてそれぞれ解説する。以上の各章の解説はすべて明快である。

次に、第2編「裁判例編」と第3編「資料編」は、その内容や構成において本書の活用を促している。すなわち、第2編

は、第1章「自転車事故裁判例の類型整理と解説」、第2章「自転車と歩行者の事故」、第3章「自転車同士の事故」、第4章「その他の自転車事故」の各項目の下に、

「表」は、自転車が加害者側となる自転車事故に関する民事裁判例(昭和44年2月28日から令和3年1月までの計324件)を取り上げ、過失相殺(原告)、主な被害、事故現場、時間、認容金額、被害者(原告)、加害者(被告)、事案、の

「判例番号」は、第2編の「判例一覧表」では「裁判例一覽表」として強調されている。第3編「資料編」の「裁判例一覽表」は、その内容や構成において本書の活用を促している。すなわち、第2編

「表」は、自転車が加害者側となる自転車事故に関する民事裁判例(昭和44年2月28日から令和3年1月までの計324件)を取り上げ、過失相殺(原告)、主な被害、事故現場、時間、認容金額、被害者(原告)、加害者(被告)、事案、の

「判例番号」は、第2編の「判例一覧表」では「裁判例一覽表」として強調されている。第3編「資料編」の「裁判例一覽表」は、その内容や構成において本書の活用を促している。すなわち、第2編

「表」は、自転車が加害者側となる自転車事故に関する民事裁判例(昭和44年2月28日から令和3年1月までの計324件)を取り上げ、過失相殺(原告)、主な被害、事故現場、時間、認容金額、被害者(原告)、加害者(被告)、事案、の

事例を多数提供、複雑な法分野を簡潔明快に解説

裁判例を的確に分析、整理している。第2編の「判例番号」は、第3編の「裁判例一覽表」では「裁判例一覽表」として強調されている。第3編「資料編」の「裁判例一覽表」は、その内容や構成において本書の活用を促している。すなわち、第2編

裁判例を的確に分析、整理している。第2編の「判例番号」は、第3編の「裁判例一覽表」では「裁判例一覽表」として強調されている。第3編「資料編」の「裁判例一覽表」は、その内容や構成において本書の活用を促している。すなわち、第2編

裁判例を的確に分析、整理している。第2編の「判例番号」は、第3編の「裁判例一覽表」では「裁判例一覽表」として強調されている。第3編「資料編」の「裁判例一覽表」は、その内容や構成において本書の活用を促している。すなわち、第2編

裁判例を的確に分析、整理している。第2編の「判例番号」は、第3編の「裁判例一覽表」では「裁判例一覽表」として強調されている。第3編「資料編」の「裁判例一覽表」は、その内容や構成において本書の活用を促している。すなわち、第2編

裁判例を的確に分析、整理している。第2編の「判例番号」は、第3編の「裁判例一覽表」では「裁判例一覽表」として強調されている。第3編「資料編」の「裁判例一覽表」は、その内容や構成において本書の活用を促している。すなわち、第2編



「表」は、自転車が加害者側となる自転車事故に関する民事裁判例(昭和44年2月28日から令和3年1月までの計324件)を取り上げ、過失相殺(原告)、主な被害、事故現場、時間、認容金額、被害者(原告)、加害者(被告)、事案、の

「判例番号」は、第2編の「判例一覧表」では「裁判例一覽表」として強調されている。第3編「資料編」の「裁判例一覽表」は、その内容や構成において本書の活用を促している。すなわち、第2編

「表」は、自転車が加害者側となる自転車事故に関する民事裁判例(昭和44年2月28日から令和3年1月までの計324件)を取り上げ、過失相殺(原告)、主な被害、事故現場、時間、認容金額、被害者(原告)、加害者(被告)、事案、の

「判例番号」は、第2編の「判例一覧表」では「裁判例一覽表」として強調されている。第3編「資料編」の「裁判例一覽表」は、その内容や構成において本書の活用を促している。すなわち、第2編

「表」は、自転車が加害者側となる自転車事故に関する民事裁判例(昭和44年2月28日から令和3年1月までの計324件)を取り上げ、過失相殺(原告)、主な被害、事故現場、時間、認容金額、被害者(原告)、加害者(被告)、事案、の

【評者】
小賀野 晶一 (中央大学法学部教授)

本書は北河隆之氏と長島光一氏の共著による著作である。北河氏は弁護士として、長年、交通事故をはじめ事故責任その他の法分野で紛争処理実務を先導され、社会的には公益財団法人交通事故紛争処理センター嘱託、一般社団法人生命保険協会生命保険相談所裁定審査会委員(議長)などの要職を歴任されている。

本書には、「Column」欄が要所に配置され、自転車事故の裁判例であり、自転車の損害賠償に関する最新の判例を整理し、解くことができる。以上のように、第2編と第3編(「裁判例一覽表」)のいわばハイブリッド型構成により、読者は容易に、参考となる裁判例を

人の傑出した力によるものがある。このような事例から、読者は、多くの知的資源を受けることができるであろう。道路交通の安全は、行為規範として法的に要請されなければならない。例えば、歩道上の歩行者を後方からスピードを出したまま突然追い抜く自転車の行為は目に余る。そこには歩行者を交通弱者として配慮する気持ちの欠如がうかがわれる。これらの問題はより根底に、近代法の合理原則を修正する必要性があり、高齢社会における自転車事故の法規範を明らかにしなければならぬ。

判例を題材にする文献は多いが、本書は明確な編集方針の下に執筆された好著である。読者は本書を通じて地域生活と道路交通の安全を願う著者と出版社の強い思いを感じることができよう。やや早いですが、数年後、共著者のお二人によって、これから出される裁判例を補完した改訂版か、第2巻が刊行されることを望みたい。本書は、交通事故紛争処理実務を担っている専門家の方々に座右に備えていただきたい文献であり、同時に、多くの人々にぜひ手にとっていただきたい一冊である。

(A5判)320頁、
保険毎日新聞社刊、22年1月26日発行、税込3960円